

# 動物実験に関する情報公開

岐阜女子大学動物実験規程（平成 27 年 4 月 1 日施行）第 3 3 条の規定により動物実験に関し下記のとおり情報公開を行う。

令和 7 年 4 月 18 日

## 1 機関内規程

### 岐阜女子大学動物実験規程

（令和 6 年 4 月改正）

地球上の生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要な、やむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、適正に行わなければならない。すなわち、科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を適正に実施することがより重要である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、施設等の整備及び管理方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めるものである。

#### 第 1 章 総則

（趣旨及び基本原則）

第 1 条 この規程は、岐阜女子大学（以下「本学」という。）における動物実験等及び実験動物の飼養及び保管等を適正に行うため、学長の責務、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続、実験動物の飼養及び保管方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年総理府告示第 40 号）」（以下「殺処分指針」という。）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってし

なければならないことをいう。)の3R (Replacement, Reduction, Refinement)に基づき、適正に実施しなければならない。

4 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)を実践するよう努めること。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等：本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 飼養保管施設：実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 三 実験室：実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う実験室をいう。
- 四 施設等：飼養保管施設及び実験室をいう。
- 五 実験動物：実験動物等を利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- 六 動物実験計画：動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 七 動物実験実施者：動物実験等を実施し、またそのために実験動物を飼養・保管する者をいう。
- 八 動物実験責任者：動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 九 管理者：学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を担当する総括的な責任者をいう。
- 十 実験動物管理者：管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- 十一 飼養者：実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十二 管理者等：学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十三 指針等：基本指針及び殺処分指針並びにガイドラインをいう。

## 第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実験動物を科学上の利用に供する場合に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針及び動物実験等に関して行政機関の定める基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

### 第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、次の各号に掲げる責務を負う。

- 一 施設等の整備
- 二 動物実験計画の承認並びに実施状況及び結果の把握
- 三 前号の結果に基づく改善措置
- 四 施設等の設置および廃止の承認
- 五 動物実験等に係る安全管理
- 六 教育訓練の実施
- 七 自己点検・評価及び情報公開等の実施
- 八 外部の機関等による検証の実施
- 九 その他、動物実験等の適正な実施のために必要な措置

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- 一 動物実験計画が法令及び指針等及び本規程に適合していることの審査
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- 三 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること
- 四 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- 五 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること
- 六 その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は、学長が次の各号に掲げる者から任命した委員により構成する。

- 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 二 実験動物に関して優れた識見を有する者
- 三 その他学識経験を有する者

(委員長等)

第7条 委員会には委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 二 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 三 委員長は、委員会を主宰する。
- 四 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 第6条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 二 委員に欠員が生じた場合は、第6条の委員構成を考慮の上、学長が補充する、ただしその任期は、前任者の残任期間とする。

(担当事務)

第9条 委員会に関する事務は、書記が行う。

- 二 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

## 第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、様式1に定める動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- 一 研究の目的、意義及び必要性
- 二 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- 三 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- 四 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- 五 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を立案する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

2 学長は、前項の申請を受けた時は、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。

3 前項に定める動物実験計画の承認期限は、1年(以内)とする。

4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

5 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画に変更又は追加の必要が生じたときは、様式2に定める動物実験計画(変更・追加)承認申請書を学長に提出し、学長の承認を得た後でなければ、変更又は追加の実験を行うことができない。ただし、動物の数の減少に関する変更についてはこの限りではない。

(実験操作)

第 11 条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、基本指針等に則するとともに、次に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにすること。

- 一 実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- 二 適切に維持管理された施設等及び設備を用いて動物実験等を実施すること。
- 三 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - ②実験の中断や終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
  - ③適切な術後管理
  - ④適切な安楽死の選択
  - ⑤安楽死処置は殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分配慮し適切に行うこと。
- 四 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、安全のための適切な施設や設備を整備するまでの間禁止する。
- 五 麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については当該法令等に基づき適切に行うこと。
- 六 実験施設に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- 七 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

（実施結果の報告）

第 12 条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止した時は、様式 3 に定める動物実験（終了・中止）報告書を学長に提出しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、前年度の「動物実験の自己点検票」を提出すること。
- 3 学長は、動物実験計画の実施の結果について、委員会に報告すること。
- 4 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じること。

## 第 6 章 実験動物の飼養及び保管

（マニュアル【標準操作手順】の作成と周知）

第 13 条 管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた別に定めるマニュアルを遵守し、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第 14 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 15 条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫（書面検疫を含む）、隔離飼育等を行わなければならない。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(飼養及び保管の方法)

第 16 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、生理、生態、習性等に応じて、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管する実験動物の数及び状態の確認を行うこと。

(健康管理)

第 17 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 18 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 19 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、「実験動物飼養保管状況の自己点検票」により学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第 20 条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供しなければならない。

(輸送)

第 21 条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

## 第 7 章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第 22 条 管理者は、飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、様式 4 に定める飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定する。

3 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

（飼養保管施設の要件）

第 23 条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

一 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

二 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。

三 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。

四 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

五 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。

六 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

七 実験動物管理者がおかれていること。

（実験室の設置）

第 24 条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者は様式 5 に定める実験室設置承認申請書を学長に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は非承認を決定し、その結果を当該管理者に通知すること。

3 実験室は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48 時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

（実験室の要件）

第 25 条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第 26 条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持

管理及び改善に努めなければならない。

2 管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行うこと。

3 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

(施設等の廃止)

第27条 管理者は、施設等を廃止する場合、様式6に定める施設等廃止届を学長に届けなければならない。

2 学長は、廃止届け出された施設等を委員会に調査させ、その報告により廃止を承認すること。

3 管理者は必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第8章 安全管理

(危害等の防止)

第28条 管理者は、実験動物が逸走した場合、別に定めるマニュアルに従わなければならない。

2 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時に必要な措置を講じなければならない。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うように努めること。

4 実験動物管理者、実験動物実施者及び飼養者は、相互の情報提供により、必要な指導及び報告を行うこと。

5 管理者等は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発症時等の緊急時には別に定めるマニュアルに従い、執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対しては周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生において、実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実

施者は、人と動物の共通感染症の発症時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

## 第9章 教育訓練

(教育訓練)

第31条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

- 一 動物実験等に関する法令、指針等、本学が定める規定等
- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項
- 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- 四 安全確保、安全管理に関する事項
- 五 人と動物の共通感染症に関する事項
- 六 その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

3 学長は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が実施できるよう、必要な措置を講じること。

## 第10章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第32条 学長は、委員会に基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、毎年、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等や飼養保管状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施すること。

## 第11章 情報公開

(情報公開)

第33条 学長は、次に掲げる本学における、動物実験等に関する情報を適切な方法により毎年1回程度公表する。

- 一 動物実験等に関する規則
- 二 実験動物の飼養保管状況
- 三 自己点検・評価及び検証の結果

## 第 12 章 補則

(準用)

第 34 条 第 2 条 5 号に定める実験動物以外の動物を飼養する動物実験等に供する場合においても、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(適用除外)

第 35 条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜とみなされる動物種に限る。）の飼養若しくは保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成元年 10 月 19 日施行の「岐阜女子大学動物実験指針」を廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 4 日から施行する。**岐阜女子大学動物実験規程**  
(令和 6 年 4 月 1 日改正)

## 2 自己点検評価の結果

### I. 規定及び体制等の整備状況

#### 1. 機関内規定

|  |
|--|
| 1) 評価結果  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規定が定められている。<br><input type="checkbox"/> 機関内規定は定められているが、一部に改善すべき点がある。<br><input type="checkbox"/> 機関内規定が定められていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料  |
| 岐阜女子大学動物実験規程（平成 29 年 4 月改定版）   |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）   |
| 機関内規程の内容が、基本指針の趣旨に対して不足している部分がある。  |
| 4) 改善の方向、達成予定時期  |
| 該当なし   |

#### 2. 動物実験委員会

|   |
|---|
| 1) 評価結果   |
| <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。<br><input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。<br><input type="checkbox"/> 動物実験委員会は置かれていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料   |
| 岐阜女子大学動物実験規程第 5 条   |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）  |
| 5 名の委員で構成される動物実験委員会を設置している。委員会の役割や構成は基本指針に即したものである。（R6. 4. 18 開催）   |
| 4) 改善の方向、達成予定時期   |
| 該当なし  |

#### 3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

|  |
|--|
| 1) 評価結果  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。<br><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。<br><input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制が定められていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料  |
| 岐阜女子大学動物実験規程   |

|  |
|--|
| 動物実験計画書<br>動物実験委員会議事録  |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）<br>「岐阜女子大学動物実験規程」および同規定に定める各種書式において、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告等の手続きが規定され、基本指針に即した動物実験の実施体制が整備されている。 |
| 4) 改善の方向、達成予定時期<br>該当なし  |

#### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

（遺伝子組替え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか？）

|  |
|--|
| 1) 評価結果<br><input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。<br><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。<br><input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験は行われていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料<br>動物実験計画書<br>動物実験委員会議事録   |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）<br>岐阜女子大学動物実験規定により、安全管理を要する動物実験は、当分の間（施設が整備されるまで）禁止されている。   |
| 4) 改善の方向、達成予定時期<br>該当なし  |

#### 5. 実験動物の飼養保管の体制

|   |
|---|
| 1) 評価結果<br><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。<br><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。<br><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料<br>岐阜女子大学動物実験規程<br>飼養・保管マニュアル<br>動物実験計画書  |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）  |

|   |
|---|
| <p>実験動物飼育施設が学内に1か所設置されている。飼養・保管にあたっては、「飼養・保管マニュアル」に定められた規定が順守され、飼養施設の入室記録が適正に実施されている。</p> |
| <p>4) 改善の方向、達成予定時期</p> <p>該当なし</p>  |
| <p>6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）</p>   |
| <p>特になし</p>   |

## II. 実施状況

### 1. 動物実験委員会

（動物実験委員会は、機関内規定に定めた機能を果たしているか？）

|   |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>動物実験計画書</p> <p>動物実験委員会議事録</p>   |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>動物実験委員会は、動物実験計画等の審査等を行い、基本指針に即した委員会の機能を果たしている。また、委員会議事録が保管されている。</p>   |
| <p>4) 改善の方向、達成予定時期</p> <p>該当なし</p>  |

### 2. 動物実験の実施状況

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告書が実施されているか？）

|   |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>動物実験計画書</p>   |

|  |
|--|
| 動物実験結果報告書<br>岐阜女子大学動物実験委員会議事録  |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）<br>令和6年度においては、3件の動物実験計画の審査、承認を行い、動物実験が適正に実施されている。また、令和5年度実施の3件の動物実験の実施結果が報告され、動物実験委員会において承認されている。 |
| 4) 改善の方向、達成予定時期<br>該当なし  |

### 3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

（当該実験が安全に実施されているか？）

|   |
|---|
| 1) 評価結果<br><input type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。<br><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。<br><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。<br><input checked="" type="checkbox"/> 該当する動物実験は、行われていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料<br>動物実験計画書  |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）<br>岐阜女子大学動物実験規定により、安全管理を要する動物実験は、当分の間（施設が整備されるまで）禁止されている。  |
| 4) 改善の方向、達成予定時期<br>該当なし   |

### 4. 実験動物の飼養保管状況

（実験動物管理者の活動は適正か？飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？）

|  |
|--|
| 1) 評価結果<br><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。<br><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。<br><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料<br>岐阜女子大学動物実験規程<br>岐阜女子大学動物実験施設飼養・保管マニュアル<br>動物飼育室「入室管理及び環境整備表」  |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）   |

|  |
|--|
| <p>岐阜女子大学動物実験規程、岐阜女子大学動物実験飼養・保管マニュアルに基づき、適正に実施されている。また、動物飼育室入室管理及び環境整備表に基づき、入室者のチェック、飼育室の環境条件の記録等が実施され、適正に保管されている。</p> |
| <p>4) 改善の方向、達成予定時期</p> <p>該当なし</p>   |

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？)

|   |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>岐阜女子大学動物実験規程</p> <p>岐阜女子大学動物実験飼養・保管マニュアル</p> <p>飼養保管施設定期点検記録</p>  |
| <p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)</p> <p>岐阜女子大学動物実験規程、岐阜女子大学動物実験飼養・保管マニュアルに基づき適正に実施されている。また飼養保管施設も年2回点検を実施している。</p> <p>定期点検実施日：令和6年4月11、令和6年10月2日</p>  |
| <p>4) 改善の方向、達成予定時期</p> <p>該当なし</p>  |

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか？)

|   |
|---|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <p>教育訓練の実施記録</p>   |
| <p>3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)</p> <p>岐阜女子大学動物実験規程に基づき適正に教育訓練が実施されている。</p> <p>令和5年度においては、令和6年5月16日に実施した。基本指針に即した教育訓練を実施しており8名が受講した。教育訓練受講者記録等についても保管している。</p>                               |

4) 改善の方向、達成予定時期

実験動物管理者を中心に、関連学会等のセミナーや講習会への参加を予定しており、より専門性の高い、高度な教育訓練となるよう計画している。

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果

- 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

岐阜女子大学ホームページ公開資料

3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点があれば、明記する。)

自己点検・評価の結果は、毎年5月末までに前年度の状況等について岐阜女子大学のホームページ上に公開している。

4) 改善の方向、達成予定時期

該当なし

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

特になし

### 3 飼養及び保管の状況

1) 動物種及び保管の状況

(単位：匹)

| 動物種 | 期首飼養数 | 年間飼養数 | 期末飼養数 |
|-----|-------|-------|-------|
| ラット | 0     | 51    | 0     |

※ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの数値である。

2) 施設の情報

承認された飼養保管施設の総数

1ヶ所

主要な飼養保管施設の名称

岐阜女子大学動物飼育室

#### 4 その他

1) 前年度の実験計画の年間承認件数

3件（うち実習関係2件）

2) 前年度の教育訓練の実績

実施年月日 令和6年5月16日（木）

実施内容の概略 ① 岐阜女子大学動物実験規程について

② 動物飼育に関するビデオ視聴

③ 飼養保管、災害対策、動物逸走事故の対応について

受講人員 10名（教員2名、学生（卒業論文関係）8名）

3) 動物実験委員会の委員の構成

令和7年4月1日現在

| 役割の区分 |   | 所属部局                | 専門分野           |
|-------|---|---------------------|----------------|
| 委員長   | 1 | 家政学部兼<br>大学院生活科学研究科 | 栄養学            |
| 副委員長  | 1 | 家政学部兼<br>大学院生活科学研究科 | 獣医学<br>(食品衛生学) |
| 委員    | 2 | 家政学部                | 食品学            |
| 委員    | 2 | 家政学部                | 栄養学            |
| 委員    | 2 | 家政学部                | 栄養学            |

※ 役割の区分については次のとおり

1 動物実験等に関して優れた識見を有する者

2 実験動物に関して優れた識見を有する者